

通告に基づいて、3点について質問する。

質問の1点目は、「障害者総合支援法の施行について」である。

現行法の障害者自立支援法の廃止については、以前に質問した。2005年、当時の自民党・公明党政権下で可決・成立し、2006年4月から施行されたこの法律は、障がい福祉に応益負担を持ち込んだことから、障がい者の皆さんをして「天下の悪法」と言わせした。その3年後、政権交代が実現し、社民党も入った当時の連立政権において、障害者自立支援法を廃止し、難病などの制度の谷間がなく、利用者の応益負担を基本とする総合的な制度をつくることをめざして、内閣府に障がい者制度改革推進会議が設置された。

また、2010年1月には、障害者自立支援法違憲訴訟団と政府との間で基本合意が交わされ、障害者の尊厳を傷つけたという深い反省に立って、自立支援法の抜本改正を約束した。この基本合意に基づき、障がい者制度改革推進会議・総合福祉部会が編成され、障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言、いわゆる「骨格提言」が取りまとめられた。

ところが、本年2月に厚生労働省が発表した新法に対する「対応策」は、現行法の廃止を経ての新法ではなく、障害者自立支援法の一部改正に過ぎないものであった。そしてその内容は、総合福祉部会が二大指針としていた国連・障害者権利条約や障害者自立支援法違憲訴訟に伴う基本合意とは相当の乖離があるばかりか、総合福祉部会が取りまとめた骨格提言の水準からもほど遠いものだった。

こうした動きを受けて、本年3月には、富山県議会において、本来の趣旨を踏まえ、自立支援法の廃止と（仮称）障害者総合福祉法の制定を国に求める意見書が全会一致で採択された。

こうした障がい者の皆さんや各界の多くの反対意見があったにもかかわらず、若干の修正はあったものの、社会保障と税の一体改革関連法案成立のドサクサに紛れて、第180回通常国会において、参考人質疑も一切行わずに、ほぼ政府原案どおりの「障害者総合支援法」が民主党、自民党、公明党の賛成多数で可決された。

この新法は、2013年4月1日の施行が予定されているが、国が、障がい者の皆さん、違憲訴訟原告団との基本合意を反故にした状況であるなど、障がい者の皆さんの納得のもとではない中で施行となる。

また、この新法の施行に伴って相談支援体制の充実など、窓口となる市町村には、かなりの責任と業務量の増大が見込まれ、それなりの態勢の整備が必要となるのではないかと。

これらことに対しての当局の見解を伺う。

【答弁：福祉保健部長】

平成22年1月の障害者自立支援法違憲訴訟団と政府との「基本合意」の内容は、従来の障害者自立支援法を廃止し、総合的な福祉法制を実施するという、障がい当事者を中心とした「障がい者制度改革推進本部」を速やかに設置し、そこで新たな総合的福祉制度を策定することとしたものである。

これを踏まえ政府は平成22年6月に障害者自立支援法の廃止を閣議決定し、新たに設置した障がい者制度改革推進本部でさまざまな障害のある方の意見を取り入れ、障害のない市民との平等と公平、谷間や空間の解消、格差の是正、放置できない社会問題の解決、

本人のニーズにあった支援サービス、安定した予算の確保の6つの骨格提言を作成した。

これらの経過の後、今年の通常国会で、「障害者総合支援法」が可決されたものである。確かにその「基本合意」や「骨格提言」からすれば不十分な面もあるとの指摘もあるが、この新法においては、基本理念が新たに設けられ、「日常生活・社会生活の支援が可能な限り身近な場所において受けられること」「共生社会を実現すること」「社会的障壁を除去すること」が明記されている。

また、制度の谷間を埋めるべく障がい者の範囲に難病を加え、難病患者を給付対象とすること、重度訪問介護の対象拡大及びグループホーム・ケアホームの一元化等を行うとしている。

さらに知的や精神の障がい者本人の状態やニーズを反映していないことが問題であった障害程度区分は、モデル事業を経て平成26年4月に障害支援区分に改正される予定である。

このように障害者総合支援法は明年4月の法施行後も段階を経て改正される予定であり、市としては、必要に応じて障害がある皆様や関係者の意見が反映されるよう働きかけていく。また、同法の運用に当たっては、障がい者が地域で安心して暮らしていけるよう障がい者福祉サービスの充実を念頭に取り組んでいく。

次に、市の責任や業務量が増大することへの対応について答える。明年4月からは、障害者総合支援法の施行による難病の方の障がい者福祉サービスの追加や重度訪問介護の対象者拡大、権限移譲に伴う育成医療関係事務の新たな実施など業務量の増大が見込まれている。

地域活動支援センターや関係機関と連携を図りながら、新しい事務や事務量の増大に対応できるよう体制を整えていきたいと考えている。

次に質問の2点目は、「企業誘致について」である。

この質問については、昨日の竹内議員の代表質問とかなりの部分で重複しているが、私なりにもう少し掘り下げて質問させていただく。

県有地のJ E T駐車場跡地に、新たな企業の進出が決定した。以前の私の質問に対しても、優良企業の誘致は、雇用の拡大や市税収入の増大など、地域経済の活性化にとって非常に重要であると十分認識しており、将来に向けて高く安定した成長が見込まれる企業の誘致に努めていくと答弁をいただいた。

今回の進出は、高速のインターの近くであるという交通アクセスの良さと、すぐに社屋建設に着手できて稼働するまでに時間のロスが少ないという好条件が功を奏したのではないかと。これを弾みに、他の分譲中の用地への企業誘致を強力に進めていただきたい。現在、未分譲の市の用地については、合計40.3haであり、そのうちの大部分が未整備の山林のままである。少しでも稼働率を高め、ロスを少なくしたいという最近の企業動向に対応するためにも、山林のまま塩漬けにしておくのではなく、思い切って市で用地を整備してしまうべきではないか。進出する企業側の負担やロスをできるだけ軽くしなければ、企業の進出はなかなか進まないと考えられるが、当局の考えを伺う。

また、賑わい創出のための企業誘致も、交流人口を拡大させるために非常に重要ではないか。新湊大橋が開通し、2014年には北陸新幹線が開業する。人の流れが大きく変わっていかうとするこの機を決して逃してはならない。特に、富山新港東西両埋立地の市有地は、都市計画上、純粹には企業立地用の土地とはなっておらず、このままではまさに塩漬けとな

ることが予想される。今こそ、施設併用住宅でなければならないなど、企業の進出にとって障壁となっている規制を取り払い、人の流れを引き寄せる観光振興を重視した企業誘致を進めるべきではないか。

この点についても当局の認識をあわせて伺う。

【答弁：産業経済部長】

企業誘致については、雇用や税収を確保し、将来にわたって安定的な市政運営を実現するためにも、市の重要施策の一つであると認識している。今般の株式会社プレステージ・インターナショナルの進出についても、地域経済の活性化に大きく寄与するものと期待しているところである。

ご指摘のとおり、市内工業団地の未売却の区画と未造成の小杉インターパークを合わせた未利用地は、40.3ヘクタールある。

中でも、小杉インターパークについては、竹内議員の代表質問で市長がお答えしたとおり、北陸自動車道小杉インターチェンジと近接している地理的な優位性を生かし、製造業のみならず、商業施設も視野に入れて、誘致活動を展開している。

ご提案の小杉インターパークの用地整備については、これまでも先行造成を検討してきたものの、企業の進出が決定していない中で、そのリスクは大変大きいものと考えている。しかしながら、ご指摘のとおり、進出決定から建設着手までの時間的ロスをなくしたいとの企業の思いから、未造成の土地は企業誘致にとって不利であるのも現実であり、苦慮しているところである。

現在は、まったく進出企業の目処がない段階で、用地造成を先行することは考えていないが、企業の進出が決定すれば、なるべく短い期間で進出企業へ土地の引渡しができるよう、関係機関と調整を図りながら準備を進めておきたいと考えている。

次に、富山新港の東西埋立地においては、9月23日に開通した新湊大橋の効果によって、周辺の観光施設は大変な賑わいを見せており、この12月3日からはライトアップも開始した。

議員ご質問の、市有地に関する都市計画法上の位置付けと課題については、東側埋立地では、市街化調整区域ではあるが良質な住環境の提供を図るため、建築可能な建物用途を主に戸建住宅とする地区計画の都市計画決定を行い、ウォーターフロント・海竜町として全94区画の宅地分譲を行っており、今後も残る区画の早期売却に努めることとしている。

一方の西側埋立地は、市街化区域の第一種住居専用地域及び準工業地域であるが、同じく地区計画により、可能な建物をアパート・マンションなど共同住宅や店舗併用住宅とする用途制限が加えられており、現在まで、建築可能面積約6.7ヘクタールの内、約2.5ヘクタールにおいて市営住宅や民間集合住宅等が立地済みである。

残る4.2ヘクタールにおいては店舗等集客施設の立地も可能とするため、建物用途の制限緩和に向けた現地区計画の変更について、既に関係機関との協議を進めている。

今後も、土地利用の検討と並行して、観光集客施設や滞在型観光の拠点となる宿泊施設の誘致に全力で取り組む。

最後の質問は、「官製イベントのあり方について」である。

観光振興に重きを置いている氷見市は、総合計画におけるまちづくりのテーマとして、「近

き人喜び、遠方より人来たる『近説遠来』のまちを市民との協働で目指す」とし、そのテーマに沿って「ひみ番屋街」が整備され、多くの観光客が訪れ、賑わっている。そこに住む住民が悦ぶ地域であればその評判が拡がって、遠方からも観光客が来るという状態である。参考に値する考え方ではないか。

本市においては、本年3月に観光・ブランド戦略プランが策定され、具体的な行動計画が示された。これからの観光面において行政が果たすべき役割は、先の「近説遠来」に例えるなら、住民が悦んでいる様子を広く発信・アピールし、市外から多くの人々が本市を訪れるように仕向けること、即ち交流人口の拡大に努めることではないか。

また、これからの観光は、北陸新幹線などの交通インフラの整備によってますます広域化していくことが考えられる。県単位、能登半島周辺一帯、あるいは岐阜県との連携といったところに行政の手腕が問われてくるのではないか。

ところが、本市の主な観光事業の中には、運営面で行政が主体的に関わっている地域限定型のイベントもあり、本来なすべきである交流人口の拡大がおろそかになっている部分があるのではないか。

ハード面である施設の統廃合については一定の方向性を定めようとしているが、ソフト面のこうしたイベントについても再考すべき時期が来ているのではないか。限られた人的資源、財源を市の発展のために有効に活用するためにも、地域密着型のイベントについては、地域の皆さんと行政の役割分担を見直すべきではないか。それとともに、地域の取組がやりやすいように市民協働に対する支援のあり方も考え直すことも必要であると考えられるが、これらに対する当局の見解を伺い、私の質問を終わる。

【答弁：産業経済部長】

議員ご発言にもあるとおり、近年の観光は広域的なものとなっており、それに合わせた取組として本市も「越中・飛騨観光圏協議会」、「金沢・富山県西部広域観光推進協議会」、「飛越能経済観光都市懇談会」などの一員として、出向宣伝や、PR用パンフレットの作成、観光ボランティアの研修等、広域的に連携して観光客の誘致に取り組んでいるところである。

さて、行政が主体的に関わっているイベントはいくつかあるが、それぞれ目的や趣旨に若干の違いがあるものの、地域の賑わいづくりとして地元自治会や各種関係団体と連携しながら実施し、地域間での交流を通して、射水市の一体感の醸成など一定の効果を発揮しているものと考えている。

ただ、限られた予算を有効に執行するためにイベントの開催についても、単に前年を踏襲することなく可能な限り内容を見直し、より効果的に実施するよう努めているところである。

なお、近年では、地元住民の方々もイベントの企画・運営に関わる等、イベントに対する意識の変化も現れてきており、今後さらに積極的にイベントの在り方の検討にも関わっていただけのものと期待しているところである。

イベントの実施方法については、様々なご意見があるのは承知しているところであり、今後より効率的に実施できるよう実施体制も含めて研究していくこととし、観光行政に求められる交流人口の増加による地域の活性化について、これまで以上に推進していきたいと考えている。